

**農林水産省 令和 4 年度 輸出環境整備緊急対策委託事業（海外模倣品対策
（我が国の品種を適切に保護し、活用する海外ライセンス戦略の提案））**

調査報告書

西村あさひ法律事務所・外国法共同事業
株式会社クニエ
株式会社メロス
啓葉法律事務所

目 次

はじめに

- 本事業の背景と目的
- 用語の定義

第1章 世界における品種ライセンス・ビジネスモデルの事例

- 事例選定の考え方
- 掲載事例一覧
- 事例紹介
 - ・ 【ブドウ】IFG（米国）
 - ・ 【ブドウ】米国農務省（米国）
 - ・ 【ブドウ】Investigación y Tecnología de Uva de Mesa S.L.（ITUM）（スペイン）
 - ・ 【ブドウ】ARD LLC（米国）
 - ・ 【柑橘】イスラエル国立農業研究所（ARO）（イスラエル）
 - ・ 【イチゴ】UF/IFAS（米国）
 - ・ 【イチゴ】Driscoll's（米国）
 - ・ 【イチゴ】Fresh Forwards（オランダ）
 - ・ 【カンショ】LSU AgCenter（米国）
- 新規性や未譲渡性の要件が満たせない等の理由で、一部の国で品種登録ができなかったケース

第2章 世界における品種ライセンス・ビジネスモデルの考察

- ライセンスビジネスのスキーム
 - IP商業化販管一体型
 - IP商業化自社実施型
 - IP商業化委託型

はじめに

本事業の背景と目的

政策的背景

【優良品種流出の問題】

- シャインマスカット等の国内優良品種が海外へ流出し、更には第三国へ輸出される事態が発生

【政策対応】

- こうした問題等を受け、令和2年に種苗法が改正され、育成者権者の意図しない海外流出等を防止する措置等がとられた
- さらに、「農研機構、都道府県、日本種苗協会、全農、JATAFF等の関係者が連携し、令和5年度には、海外への品種登録やライセンス化等の取り組みに限定的に着手し、早期の法人設立を目指すことが現実的であり、国内農業の振興や輸出戦略と整合するライセンスのあり方等、業務遂行上不可欠となる基本的な戦略を早期に樹立すべき」として、日本産品種の海外輸出を見据えたライセンス戦略を策定する必要性が提言された（令和4年度海外育成者権管理事業検討会）

本事業の背景

【品種開発費用確保の必要性】

- 我が国の市場規模は縮小する一方であり、研究開発費用も縮小していくことが見込まれる中、海外ライセンス収入を新たな開発資源としていくことは、我が国の農業及び農林水産物・食品産業の競争力を維持・向上していくために必須。

【品種保護実効性の確保】

- また、現状、公的研究機関等が十分に取り組みにくい、海外における無断栽培の防止や侵害対応をより実効的なものにするためにも有効な手段である。

【海外展開の難しさ】

- 一方、新品種の海外展開には、市場反応が不透明な中で複数年にわたる出願手続きが必要であり、各国の植物新品種保護制度や特許制度に配慮した市場調査や検疫対応が重要。
- また、商業化前には品種登録後の不当な流出や侵害対策が必要である等、様々なリスクや検討事項等が存在。

目的

そこで、各国の主要なライセンスの事例や法規制、パートナー候補を調査し、我が国における活用可能な示唆を整理するとともに、日本品種の海外ライセンスビジネスにおける適切なライセンスモデル等を考察することを目的とする。

用語の定義

■ 本報告書のライセンススキームに登場する主体を、業務内容によって以下の4つに分類した。

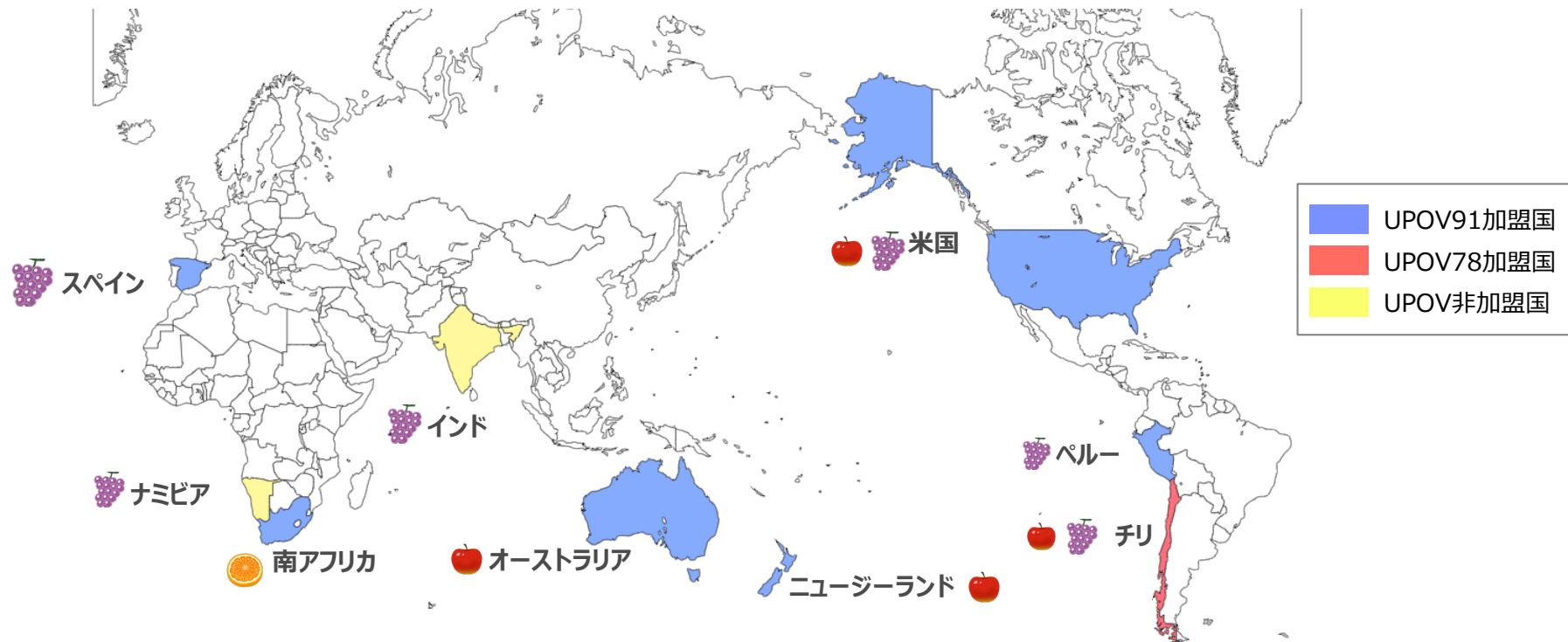
		主体(用語)	品種開発	知財出願・管理	マーケティング		ライセンス運用管理
					戦略策定	実行	
国内 <							

※ 実際は、行う業務が上記の一部に留まる場合や、IP管理機関とIP商業化機関両方の区別が難しい場合、地域MLがライセンス運用管理以外の業務を担う場合等もあるが、収集できた事例を踏まえれば、多くのケースで上記のように分類できるため、このような定義とした。

第1章 世界における品種ライセンス・ビジネスモデルの事例

事例選定の考え方

- 第1章の事例調査では、重点対象国・品目を踏まえ、海外（育成者権所在国以外）にライセンスしている事例を幅広く調査することとした。



重点国	オーストラリア、ニュージーランド、南アフリカ、チリ、ペルー	南半球であり、日本との輸出競合が避けられるため、ライセンス展開先として有力な国
	米国、スペイン	リンゴ・ブドウの主要生産国
	インド、ナミビア	UPOV91非加盟国・PVP制度が不十分な国
重点品目	重点：ブドウ・リンゴ・カンキツ 次点：イチゴ・カンショ	

掲載事例一覧

#	品目	育成者権者	所在国	展開先国（太字は重点対象国）	育成者権者の種類	スキームの分類
1	ブドウ	IFG	米国	米国 、ペルー、フランス、 スペイン 、トルコ、エジプト、イスラエル、 オーストラリア 、ギリシャ	民間企業	IP商業化自社実施型
2	ブドウ	米国農務省	米国	オーストラリア 、 スペイン 、イタリア、 南アフリカ	公的機関	IP商業化委託型
3	ブドウ	Investigación y Tecnología de Uva de Mesa S.L. (ITUM)	スペイン	チリ 、ペルー、アルゼンチン、ブラジル、 南アフリカ 、 オーストラリア 、メキシコ、 インド	公的機関	IP商業化委託型
4	ブドウ	ARD LLC	米国	EU、 米国 、 オーストラリア 、モロッコ、チュニジア ブラジル、南アフリカ、インド、ギリシャ、ナミビア	民間企業	IP商業化自社実施型
5	カンキツ	イスラエル国立農業研究所 (ARO)	イスラエル	スペイン 、ポルトガル、ほか	公的機関	IP商業化委託型
6	イチゴ	UF/IFAS	米国	スペイン 、イタリア、エジプト、モロッコなど	公的機関	IP商業化委託型
7	イチゴ	Driscoll's	米国	オーストラリア 、 ニュージーランド など21か国	民間企業	IP商業化販管一体型
8	イチゴ	Fresh Forward	オランダ	EU（オランダ、ドイツ、ベルギー等）	民間企業 （公的機関とのJV）	IP商業化自社実施型
9	カンショ	LSU AgCenter	米国	EU、アフリカ、 オーストラリア 、南アメリカ、中東	公的機関	IP商業化委託型

事例紹介

1. ブドウ : IFG 概要

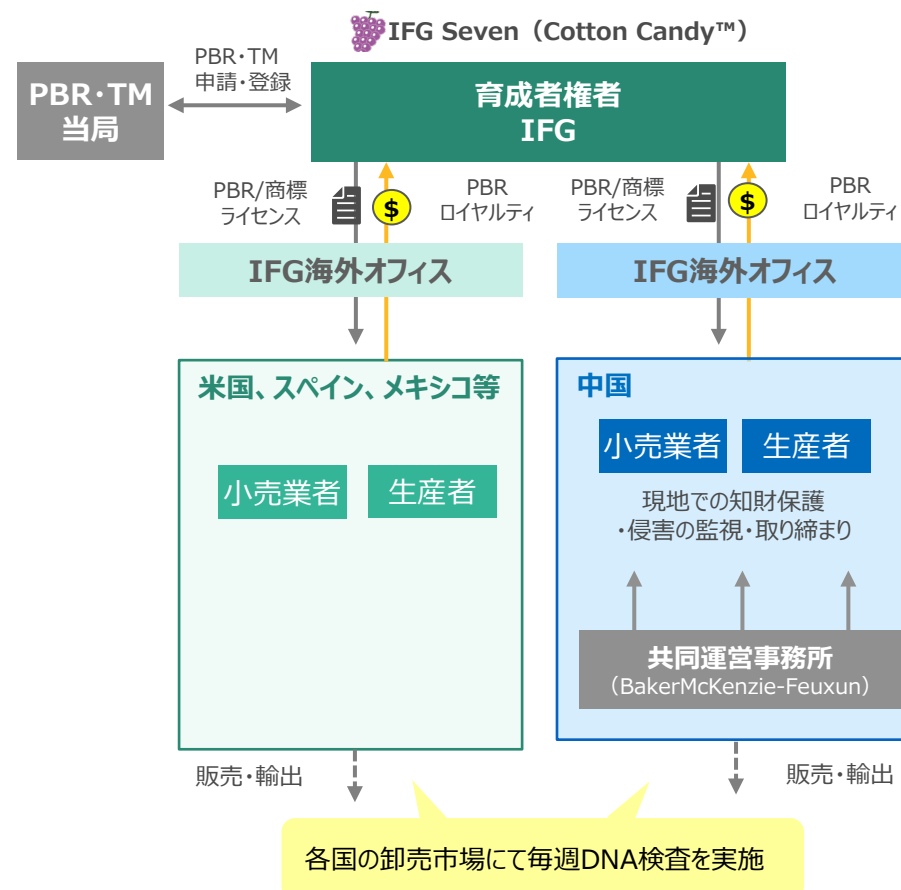
📄 : ライセンス契約
📄 : 委託
💰 : ロイヤルティ

■ **ポイント** : 海外での展開において、現地の法律事務所と連携し侵害監視・対応を実施。DNA検査も活用。

事例概要

調査項目	詳細
育成者権者/国	IFG/米国
組織区分	民間企業
IP管理機関	—
IP商業化機関	—
地域ML	—
スキームの分類	IP商業化自社実施型
品目/品種名	ブドウ/IFG Seven (Cotton Candy™) ほか25品種
対象の権利	育成者権、商標権
生産国	【UPOV91加盟国】 米国、ペルー、フランス、スペイン、トルコ、エジプト、イスラエル、オーストラリア、ギリシャ 【UPOV78加盟国】 メキシコ、エクアドル、チリ、ブラジル、ポルトガル、イタリア、中国
輸出先国	—
ライセンサー	生産者・小売業者等
ライセンス料	—
ビジネスモデル概要	育成者権者がライセンスしている事例

スキーム



1. ブドウ : IFG 詳細

項目	詳細
品種登録	IFG自身で実施。
栽培試験・市場性調査	IFGの海外現地ほ場で実施。市場性調査についてもIFG自身で実施、あるいはライセンシーがIFGに支援を受け実施。
契約管理	各国生産者・小売業者とのライセンス契約はIFG自身（IFG海外オフィス）で実施。
契約内容 （種苗増殖・生産・流通販売）	【種苗増殖・生産】 PBRに基づき、各国種苗業者・生産者にライセンス。 【流通販売】 商標に基づき、各国生産者・小売業者にライセンス。※推測
ロイヤルティについて	PBRあるいは商標に基づき徴収。（詳細は不明）
生産・流通の管理	・ライセンシー(生産者)にIFGより技術的支援を行うことで、生産における品質を管理。
マーケティング	・ライセンシー(生産者・小売業者)にて実施。ライセンシーはIFGよりマーケティング支援を受けることが可能。 ・IFG自身でもマーケティング活動を実施。（IFG品種ブランドロゴの制作・メディアでの宣伝等）
侵害監視	・中国では、共同運営事務所として現地法律事務所(BakerMcKenzie-Feuxun)と連携。侵害の監視・取り締まりを行う。（具体的な手法は不明。） ・各生産国の卸売市場にて毎週DNA検査を実施。（実施の詳細は不明） ー侵害があった際は、侵害品種のみならず他IFG品種の利用も含めて、IFGとのライセンス契約をすべて破棄。IFG品種の植物体(ブドウの樹)を切断した事例あり。（※南アフリカでの侵害事例）
その他特記事項	・食味重視の商業的な品種開発を行っている。 ・グローバルで55人のスタッフ。（2021年時点）

2. ブドウ：USDA（米国農務省）概要

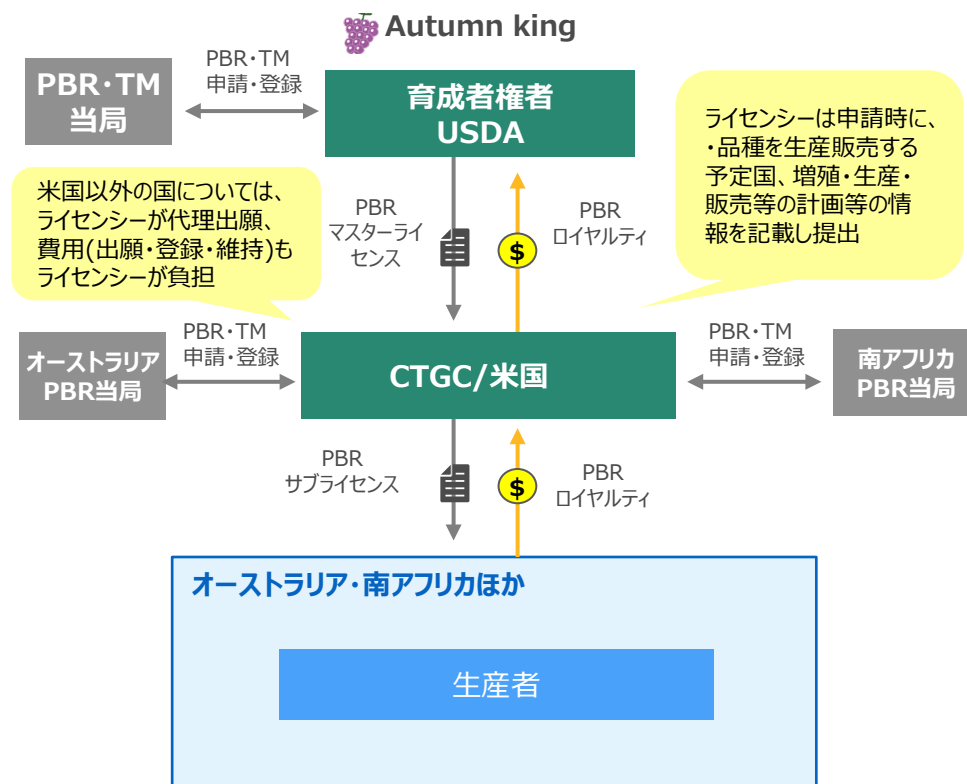
📄 : ライセンス契約
📄 : 委託
💰 : ロイヤルティ

■ **ポイント**：ライセンシーに、国内外の知財保護・商業化の責務を負わせる形でライセンスを実施。

事例概要

調査項目	詳細
育成者権者/国	USDA（米国農務省）/米国
組織区分	公的機関
IP管理機関	－
IP商業化機関	The California Table Grape Commission／米国
地域ML	あり
スキームの分類	IP商業化委託型
品目/品種名	ブドウ/Autumn kingほか 4 品種
対象の権利	育成者権
生産国 （※Autumn king）	【UPOV91加盟国】 オーストラリア、スペイン 【UPOV78加盟国】 イタリア、南アフリカ
輸出先国	－
ライセンシー	生産者団体
ライセンス料	ライセンス実行料を契約時に徴収。 毎年収穫物の売上に対するロイヤルティを徴収。
ビジネスモデル概要	育成者権者がMLを通じて知財管理をしている事例

スキーム



2. ブドウ：USDA（米国農務省）詳細

項目	詳細
品種登録	・米国については、USDA自身で実施。 ・海外については、MLにて実施（代理出願）。登録・維持費用もMLにて負担。
栽培試験・市場性調査	・ライセンシーにて実施。
契約管理	・ライセンシーとの契約はUSDAで実施。 ・ブドウについては、USDAよりCTGC(The California Table Grape Commission)に独占的にライセンス。（ML） ーCTGCは各国生産者に対してサブライセンスを付与し、ロイヤルティを回収。 （※AutumnKingのサブライセンシーは、オーストラリア9社、イタリア55社、南アフリカ2社、スペイン8社）
契約内容 （種苗増殖・生産・流通販売）	【契約締結まで】 ・USDAにおいて、ライセンスの種類は独占・非独占・部分的独占の3種類。（申請者は申請書にて、独占的許諾または非独占的許諾のどちらを希望しているか明記。） ・現在の事業の概要、増殖・栽培・マーケティング・販売に関する申請者の計画、商業化を実行するために必要な生産・マーケティング・財政的及び技術的リソース、申請者によってどのように提供・取得されるか（既存の苗床施設、種苗の増殖、社内の技術的専門知識、販売業者を介したマーケティング、資金調達源など）等を申請時に記載する。 【契約内容：種苗増殖・生産・流通販売】 ・サブライセンスあり。ライセンシーは年度終わり60日以内に種苗増殖の進捗状況を詳述した書面による年次報告書を提出する。 ・契約時から30日以内に、ライセンス実行料を支払う。 ・ライセンシーはサブライセンシー・契約栽培者による生産品の純売上高に対して、ロイヤルティを支払う。
ロイヤルティについて	・PBRに基づき徴収。 ・CTGC(ライセンシー)は、契約時にライセンス実行料、毎年収穫物の売上に対するロイヤルティをUSDAに支払う。
生産・流通の管理	・ライセンシーにて実施。USDAは年次報告書の受領・確認をもって、生産・増殖の状況を把握。
マーケティング	・ライセンシーにて実施。CTGCではメディアへのプロモーションをはじめ、HPに小売業者が利用可能な宣伝資材を掲載。 ※USDAのライセンス付与の条件として、ライセンシーは品種の商業化の進捗状況を定期的にUSDAに報告する必要がある。
侵害監視	—
その他特記事項	・USDAにおいて独占的許諾を行う際は、公示を実施。広告要件に加え、独占的ライセンスを付与するには米政府と公共の利益に最も適しているという書面での決定が必要。

3. ブドウ：ITUM（ムルシア食用ブドウ研究技術協会）概要

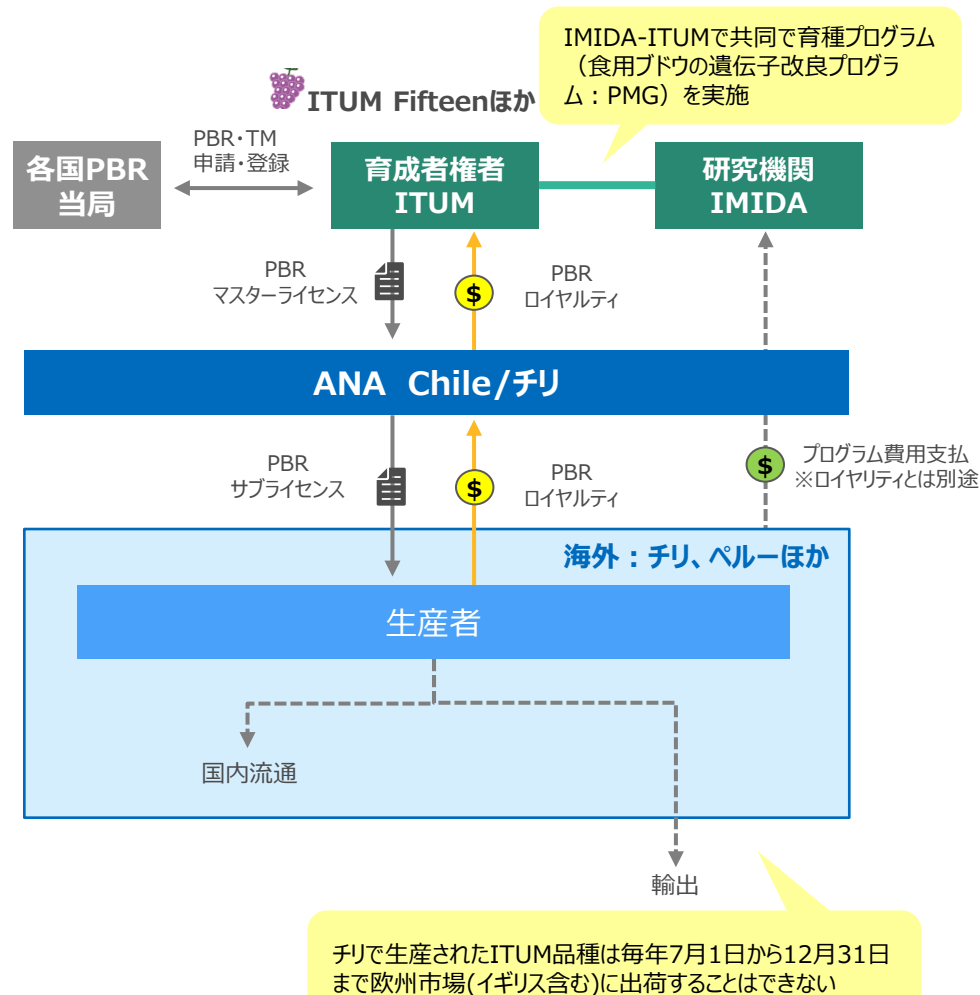
📄 : ライセンス契約
📄 : 委託
💰 : ロイヤリティ

■ **ポイント**：海外での生産・輸出については、国内からの輸出と競合しないよう、カウンターシーズンのみに制限。

事例概要

調査項目	詳細
育成者権者/国	ITUM(ムルシア食用ブドウ研究技術協会)/スペイン (研究機関：IMIDA(ムルシア農業食品研究開発研究所))
組織区分	ITUM：生産者団体 (IMIDA：公的機関)
IP管理機関	—
IP商業化機関	ANA Chile/チリ
地域ML	— (ANA Chile:チリ、ペルー、ブラジル、アルゼンチン、オーストラリアにおけるマスターライセンサー)
スキームの分類	IP商業化委託型
品目/品種名	ITUM Fifteenほか、ITUM品種
対象の権利	育成者権
生産国	【UPOV91加盟国】ペルー、南アフリカ、オーストラリア 【UPOV78加盟国】チリ、アルゼンチン、ブラジル、メキシコ 【UPOV非加盟国】インド
輸出国	チリ、ペルー、ブラジル、ナミビア、オーストラリア等
サブライセンサー	各国生産業者
ライセンス料	苗木及び収穫物(販売額or栽培面積)より徴収
ビジネスモデル概要	海外MLを通して、知財管理を行う

スキーム



3. ブドウ：ITUM（ムルシア食用ブドウ研究技術協会）詳細

項目	詳細
品種登録について	・ITUMが育成した品種登録出願はITUM自身が実施。
栽培試験・市場性評価	・品種育成段階よりANACHileと提携しており、ANACHileあるいはANACHileが認可した生産者によって市場性の評価を実施。
契約管理	・ITUMはANACHile にチリ・ペルー、ブラジル、アルゼンチン、オーストラリアにおける独占的許諾権（マスターライセンス）を付与。 ・ANACHileは、各国において、生産者・生産法人に認可（＝サブライセンス）を実施。 －各国のサブライセンシーとの契約事務・ロイヤルティの回収を担う。
契約内容	・ANACHileからライセンスを受けた生産者は、品種ごとに栽培面積の割当(20～25ha)を受ける。 ・生産・輸出に関して制限があり、スペイン国内の生産・輸出と競合しないよう、カウンターシーズンのみの生産となる。 －チリで生産する場合：ITUM品種は毎年7月1日から12月31日まで欧州市場(イギリス含む)に出荷不可
ロイヤルティについて	・品種ごとにロイヤルティが設定され、苗木及び収穫物より徴収。PBRに基づくロイヤルティとみられる。 －苗木に基づくロイヤルティ：1.25米ドル/本 －収穫物に基づくロイヤルティ：基準は不明だが、各品種の特性に応じた2つのモデルを使い分けている ①FOB価格の4.5% or 最大2,500米ドル/haあたり ②ha/年あたりの固定価格：栽培(植栽)3年目まで年間850米ドル/ha、4年目以降が年間1,350米ドル/ha
生産・流通の管理	・ANACHileが実施しているものと推測。詳細・具体的手法は不明。
マーケティング	・ANACHileが、ITUM-IMIDAの共同育種プログラム(PMG)の管理者となっており、品種育成段階から連携し、栽培試験・市場性評価を担う。 ・ANACHileの管理の上で、認可された生産者・企業がプログラムに資金提供し、マーケティング・商業栽培を実施することが可能。 －プログラムの費用は20,000 米ドル - 年間支払い 4,000 米ドル、5 年間 - 企業は上記料金を支払うことで下記が可能となる ①ANAが5年間で国内(チリ)に持ち込む品種を、独自に評価できる ②ANAがチリで商用化することを決定した品種を商業栽培できる
侵害監視	－
その他特記事項	・ITUMは生産者と地方自治体より年間20万円の資金提供を受けている。 ・食用ブドウの遺伝子改良プログラム（PMG）に対し、民間企業等から品種育成段階より資金提供を受けている。民間企業にとっては、育成後の品種へのアクセス権がインセンティブとなる。インド・ナミビアでのロイヤルティや契約形態については、不明。

- ：ライセンス契約
- ：委託
- ：ロイヤルティ

事例概要

調査項目	詳細
育成者権者/国	ARD/米国
組織区分	民間企業
IP管理機関	－
IP商業化機関	Grapa Varieties/イスラエル
地域ML	あり
スキームの分類	IP商業化自社実施型 (※GrapaはARDの関連会社のため、この分類としている)
品目/品種名	ブドウ/ARRA15 (ARRA Sweeties™)
対象の権利	育成者権、商標権
生産国	【UPOV91加盟国】 EU、北米、オーストラリア、モロッコ、チュニジア 【UPOV78加盟国】 ブラジル、南アフリカ 【UPOV非加盟国】 インド、ギリシャ、ナミビア
輸出先国	－
ライセンシー	生産者・小売業者等
ライセンス料	－
ビジネスモデル概要	IP商業化機関及び各国MLを通じてライセンスングしている事例

ARRA15 (ARRASweeties™) 等

PBR・TM 当局

申請・登録

育成者権者
ARD/米国

ライセンス管理
委託

PBR・TM
ロイヤリティ

Grapa Varieties/イスラエル(本社)

各国ごと
マスターライ
センス

PBR・TM
ロイヤリティ

海外

各国生産・流通業者等

サブライセンス

PBR・TM
ロイヤリティ

各国生産者

輸出

輸出先国

輸入業者

輸入業者

輸入業者

Breeder's Alliance社をIFGほか2社と共同で設立。連携し、知財保護のための流通管理を実施。

トレーサビリティとしてGesvetecのラベリングを利用

流通を監視（認可された生産者・輸入業者か）DNA検査の実施

4. ブドウ：ARD LLC 詳細

項目	詳細
品種登録	・ARD自身にて実施。
栽培試験・市場性調査	—
契約管理	・GrapaVarietiesにARRA品種の知財管理を委託。 ・Grapaは、展開先各国ごとにPBR及び商標のMLを付与。 —各国MLはそれぞれの国で生産者にサブライセンスを付与。
契約内容 (種苗増殖・生産・流通販売)	【生産・流通販売】 Grapaは、PBR及び商標に基づきライセンス。 —各国MLは各国生産者にサブライセンスを実施。ロイヤルティを回収する。
ロイヤルティについて	・生産者より、PBR及び商標に基づくロイヤルティを徴収していると推測。詳細は不明。
生産・流通の管理	・Gevatecのラベリングを利用してトレーサビリティを実施。認可された生産者・輸入業者か、流通を監視。
マーケティング	・Grapaが実施
侵害監視	・流通監視を行うことによって、侵害を監視。違法収穫物を輸入時点で差し止めることが可能。 —差止の際には、DNA検査を活用。
その他特記事項	・IP管理機関及び一部MLにおいて、流通管理の仕組みを確立し、知財を管理。 ・UPOV非加盟国であるインドにも進出。（詳細後述）

5. カンキツ：ARO(イスラエル国立農業研究所) 概要

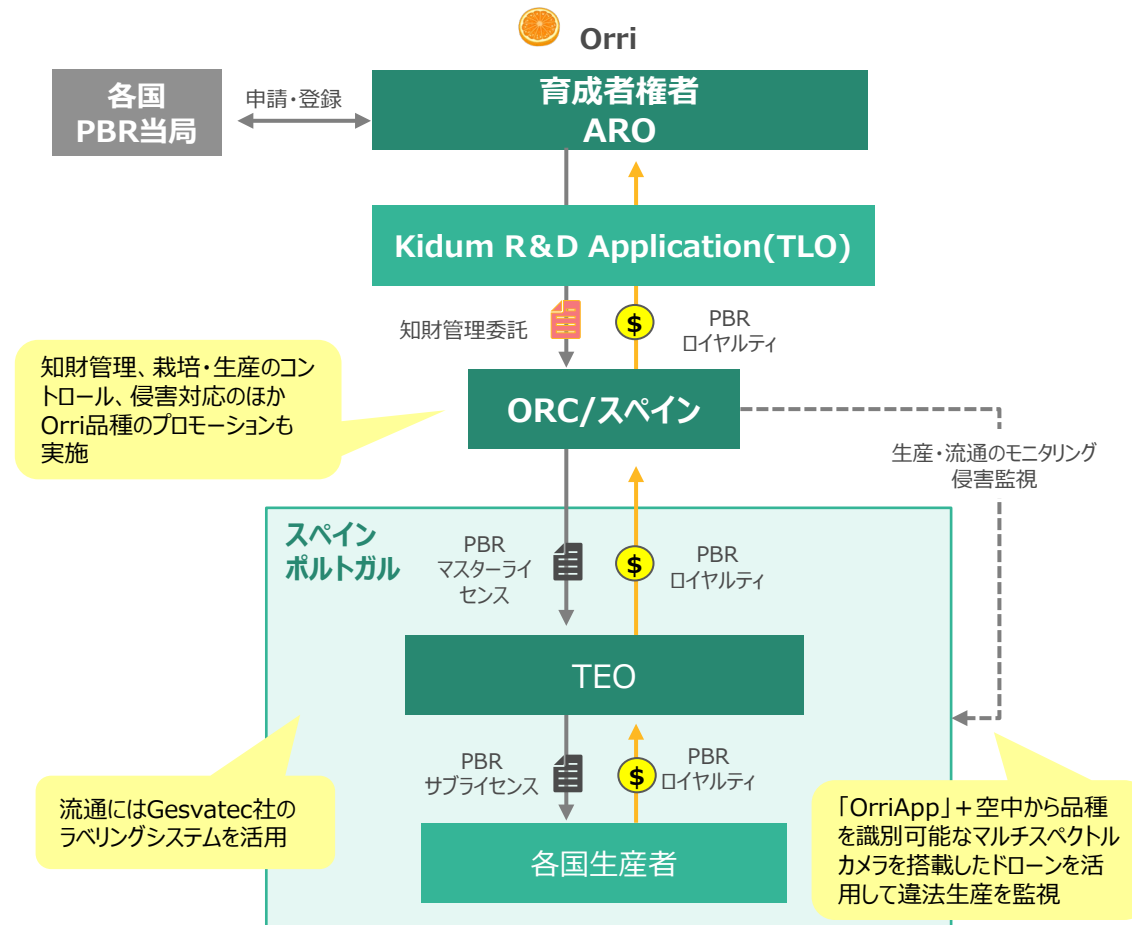
-  : ライセンス契約
-  : 委託
-  : ロイヤルティ

■ **ポイント**：侵害監視にトレーサビリティシステムやセンシング技術を活用することで、知財保護の実効性を担保。

事例概要

調査項目	詳細
育成者権者/国	ARO(イスラエル国立農業研究所)/イスラエル
組織区分	公的機関
IP管理機関	—
IP商業化機関	ORC(Orri Running Committee)
地域ML	The Enforcement Organization, S.L.(TEO)/ポルトガル、スペイン
スキームの分類	IP商業化委託型
品目/品種名	カンキツ (マンダリン) /Orri
対象の権利	育成者権
生産国	【UPOV91加盟国】イスラエル、スペイン 【UPOV78加盟国】ポルトガル
輸出先国	—
ライセンシー	各国生産者
ライセンス料	—
ビジネスモデル概要	IP管理機関及び地域MLを通して知財を管理。

スキーム



5. カンキツ：ARO(イスラエル国立農業研究所) 詳細

項目	詳細
品種登録	・AROのTLO(技術移転機関)であるKidum R&D Applicationsにて出願・登録。 －登録国：EU、スペイン、米国、アルゼンチン、ウルグアイ、ペルー、オーストラリア、南アフリカ ・登録費用は、ロイヤルティより回収することとしている。
栽培試験・市場性調査	－
契約管理	・Orri品種の知財管理は、ORC(Orri Running Committee/スペインの生産者団体・NPO)にて実施。 －TEOにスペイン・ポルトガルにおけるマスターライセンスを付与。 ・TEO(The Enforcement Organization, S.L.)はスペイン・ポルトガルの生産者にサブライセンスを付与。
契約内容 (種苗増殖・生産・流通販売)	【生産・流通販売】 PBRに基づきライセンス。TEOはスペイン・ポルトガルにおける独占的ライセンス(ML)を受ける。 MLは各国の種苗業者・生産者にサブライセンスを実施。 －ライセンシーとの契約には報告義務あり(年間の生産量等)、TEOはサブライセンシーの生産量等を取りまとめORCに報告する。
ロイヤルティについて	－ ※2013～2016年3月ごろまで無許可で栽培されていたOrri品種の既存農場の正規ライセンスのプロセスが実施された。 その際のロイヤルティは、60ユーロ/1株。
生産・流通の管理	・ORCにおいて、TEOからの報告書によって年間の生産量を把握。 ・Gesvatec社のラベリングシステムを活用。契約内容と生産量のモニタリングを実施している。
マーケティング	・ORCにて実施。Orri品種のプロモーションを主に実施している。(広告宣伝・スポーツチームのスポンサー契約等)
侵害監視	・ORCにて実施。 －Gesvatec社のラベリングシステムを活用し、市場に出回る非正規品・非正規産地のOrri果実の売買を監視・検出している。 －農場の検出に、「OrriApp」+ 空中から品種を識別可能なマルチスペクトルカメラを搭載したドローンを活用し、違法栽培を検出。 －TEOと主要な研究センターと提携して開発されたDNAマーカーを利用。市場で入手可能な他の品種と比較して、Orriを明確に識別可能。 ・侵害があった際は、①圃場の植物体の除去②品種の生産・販売の停止③損害賠償の支払い を実施。
その他特記事項	・Orri品種は無許可栽培が広がっていたところ、2013～2016年の間に正規ライセンスのプロセスが実施された経緯。 －2016年3月までに、品種に対するロイヤルティ(60ユーロ/1株)を支払うことで、正規のライセンス生産に移行した。 ・侵害監視にトレーサビリティシステムやセンシングを活用することで、スペイン・ポルトガルの無許諾栽培をほぼすべて検出可能としている。 ・スペインにて侵害対応事例あり。無許可で100kg以上の果実を販売し、損害額は約4,500ユーロとなった。違反農家は逮捕。

6. イチゴ：UF/IFAS(フロリダ大学食品農業科学研究所) 概要

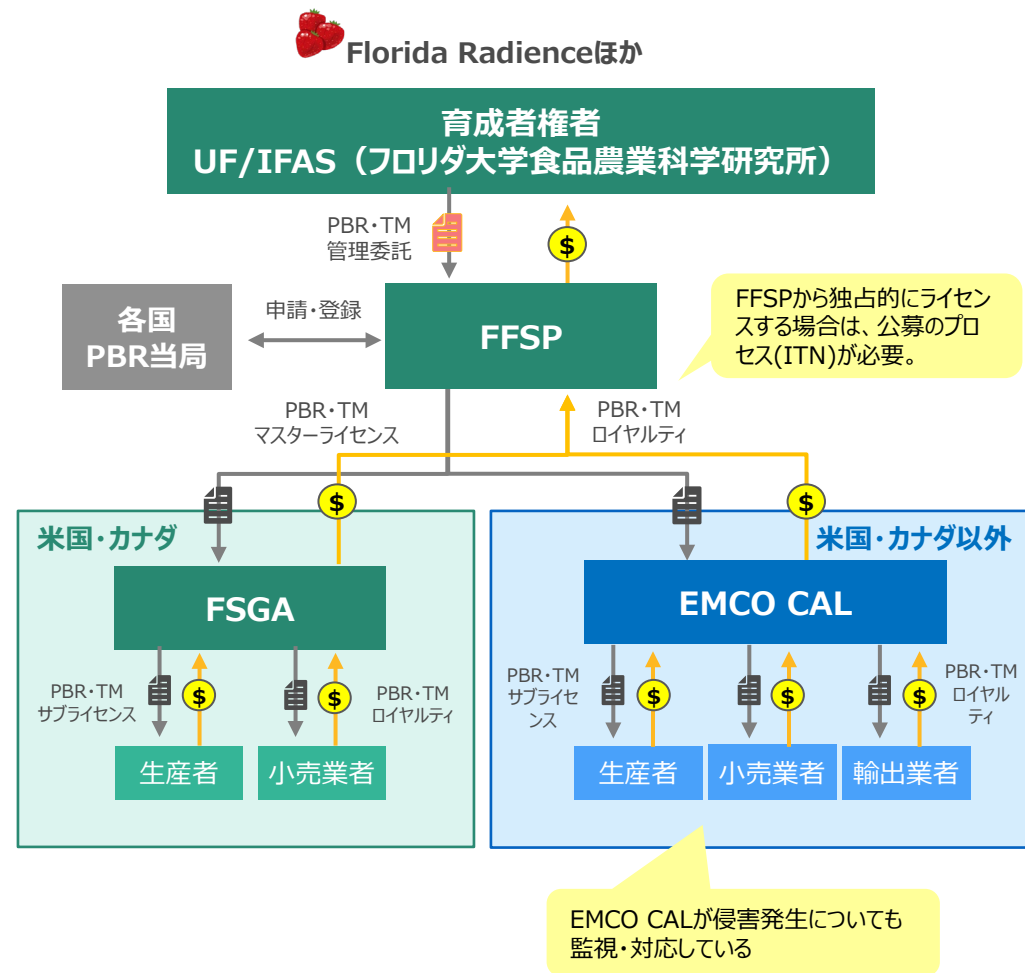
📄 : ライセンス契約
📄 : 委託
💰 : ロイヤルティ

- **ポイント**：品種の独占的ライセンスには公募が必要。公的機関の品種として公平性を担保する仕組みとしている。

事例概要

調査項目	詳細
育成者権者/国	UF IFAS（フロリダ大学食品農業科学研究所）/米国
組織区分	公的機関
IP管理機関	Florida Foundation Seed Producers Inc. (FFSP)
IP商業化機関	Florida Strawberry Growers Association (FSGA) /米国・カナダ Ekland Marketing Co. (EMCO CAL) /米国・カナダ以外
地域ML	あり
スキームの分類	IP商業化委託型
品目/品種名	イチゴ/Florida Radianceほか20品種
対象の権利	育成者権、商標権
生産国	【UPOV91加盟国】米国・カナダ、スペイン、エジプト、モロッコ 【UPOV78加盟国】イタリア
輸出国	EU、中東（サウジアラビア、クウェート、トルコ）、ロシア、中国、米国、日本
ライセンシー	生産者・小売業者等
ライセンス料	－
ビジネスモデル概要	育成者権者が育成者権利機関やマスターライセンシーを通し現地の生産者にライセンスングをしている事例

スキーム



6. イチゴ：UF/IFAS(フロリダ大学食品農業科学研究所) 詳細

項目	詳細
品種登録	・UF/IFASの知財管理機関であるFlorida Foundation Seed Producers(FFSP)にて代理出願。
栽培試験・市場性調査	・ライセンシーにて実施。
契約管理	・UF/IFASは開発した品種の知財管理をFFSPに委託。 ・FFSPは米国内及び海外の生産者に品種のライセンスを実施し、ライセンシーよりロイヤルティを徴収する。 －米国内・カナダのマスターライセンシー：Florida Strawberry Growers Association(FSGA) －海外のマスターライセンシー：EkkandMarketing company of California(EMCO CAL) ・マスターライセンシーより、各国生産者・販売業者へサブライセンス。
契約内容 (種苗増殖・生産・流通販売)	・PBR・商標に基づきライセンス。 【契約締結まで(FFSPより独占的許諾を受ける場合)】 ・プロポーザル形式にてFFSPによる審査・検討のプロセス(ITN)を実施。 －提案企業に対して、過去実績・品種ビジネスモデル・商業化に関する行動計画・マーケティング及び生産計画の詳細を求める。 －審査原則は、①フロリダ州への裨益②UF/IFAS への裨益③育種プログラム・育成者への貢献④食料安全保障の観点 としている。 【生産・流通販売】 ・MLは各国の生産者・販売業者に対してサブライセンスを行う。
ロイヤルティについて	－
生産・流通の管理	・海外のMLであるEMCO CALにおいては、サブライセンシーの生産者に対しての技術的サポートを実施し、生産・品質を担保。
マーケティング	・MLにて実施。(FFSPより独占的許諾を受ける際に、商業化・マーケティングの計画についても審査されている)
侵害監視	・海外のMLであるEMCO CALにおいては、現地にて監視を実施。(詳細は不明) －侵害時には、輸出先(EU)での輸入差止めを実施。その後、違法栽培国(エジプト)において正規のライセンス契約を締結し、手数料及びロイヤルティを徴収した事例あり。
その他特記事項	・UF知的財産ポリシーに基づき、ロイヤルティ収入の70%が育種プログラムに還元・再投資される。

7. イチゴ：Driscoll's 概要

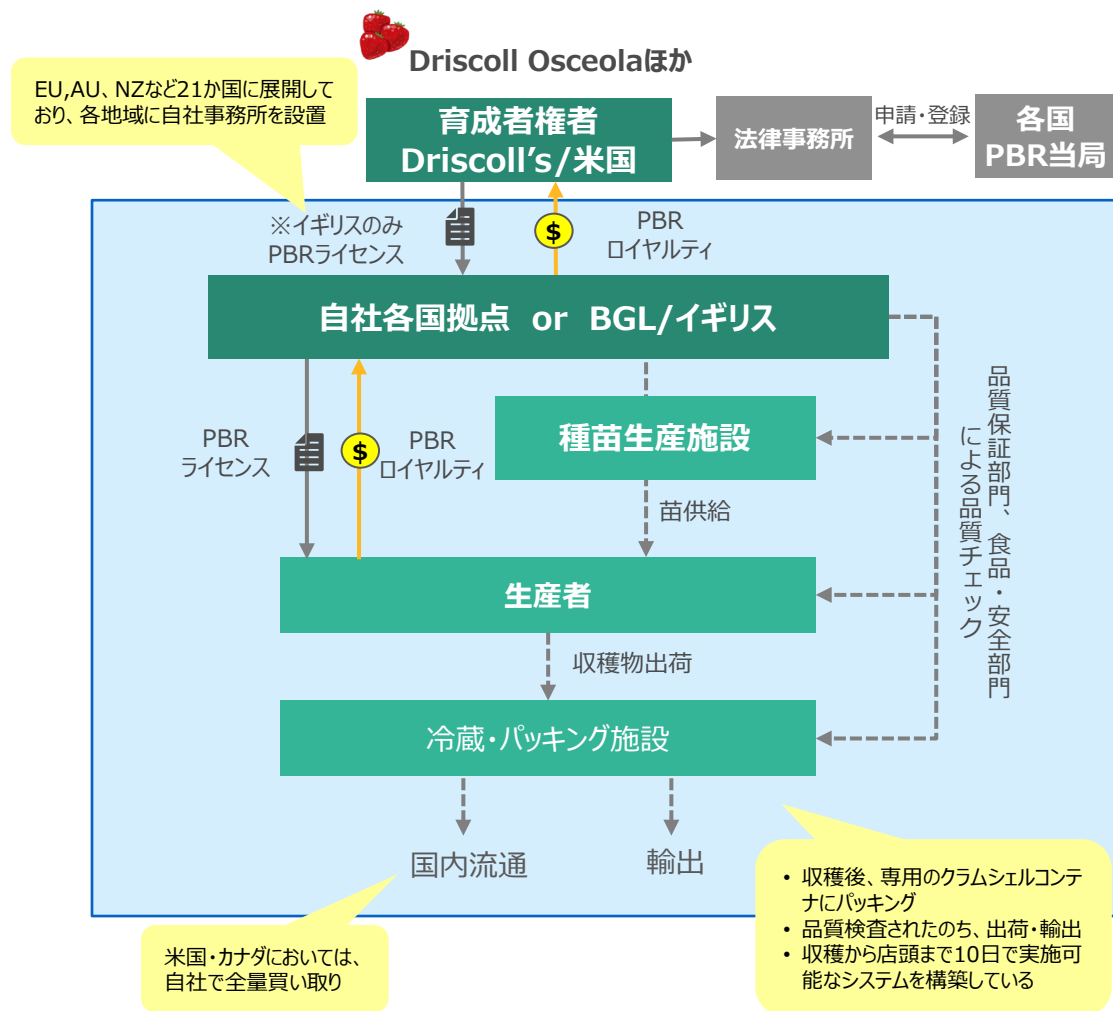
📄 : ライセンス契約
📄 : 委託
💰 : ロイヤルティ

■ **ポイント**：品種育成からライセンシング、マーケティングまで自社で実施しており、自社ブランドとして確立している。

事例概要

調査項目	詳細
育成者権者/国	Driscoll's/米国
組織区分	民間企業
IP管理機関	—
IP商業化機関	—
地域ML	—
スキームの分類	IP商業化販管一体型
品目/品種名	イチゴ/Driscoll Osceola等多数の自社開発品種
対象の権利	育成者権、商標権
生産国	オーストラリア、ニュージーランドなど21か国
輸出国	—
ライセンサー	生産者・小売業者等
ライセンス料	—
ビジネスモデル概要	育成者が権利取得からライセンシングまでを行う事例

スキーム



7. イチゴ：Driscoll's 詳細

項目	詳細
品種登録	・各国の法律事務所を通じて、自社で出願・登録を実施。
栽培試験・市場性調査	自社で実施。（栽培試験の具体的な情報は不明） －自社において、品種の食味試験等を実施。
契約管理	・ Driscoll'sより各国自社拠点を通じて、種苗業者・生産者へライセンス。 ・イギリスにおいては、Berry Gardens Limited (BGL)が同国においてのマスターライセンシーとなり、種苗業者・生産者へサブライセンス。
契約内容 （種苗増殖・生産・流通販売）	【種苗増殖】 ・EUにおいては、Driscoll's Plants社により種苗増殖・供給。（増殖委託契約だと想定される。） 【生産・流通販売】 ・PBRに基づきライセンス。 － 米国・カナダでは、生産された果実をDriscoll'sが全量買い取り。 生産者はGAPに沿って栽培をする必要がある。 －生産された果実の品質を監視しているほか、独立監査人による定期的な検査が実施される。不適格な果実はDriscoll'sではなく、より低品質な下位のブランドとして販売される。
ロイヤルティについて	－
生産・流通の管理	・ Driscoll's社内に品質保証部門があり、生産された果実の品質を監視 しているほか、独立監査人による定期的な検査が実施される。 不適格な果実はDriscoll'sではなく、より低品質な下位のブランドとして販売される。 ・ バーコードベースの在庫追跡システムを導入し流通を管理。すべての収穫物のほ場と収穫日を特定可能。
マーケティング	・Driscoll's自身にて実施。（広告、イベント、店頭でのアクティベーション）
侵害監視	－
その他特記事項	・現在、イチゴにおいて101品種を世界各国に出願・登録し、延べ154品種が登録されている（一部出願後取り下げられたものも含む）。 ・Driscoll'sの研究開発費はマーケティング費用の約4倍とのこと。

8. イチゴ： Fresh Forwards Breeding & Marketing 概要

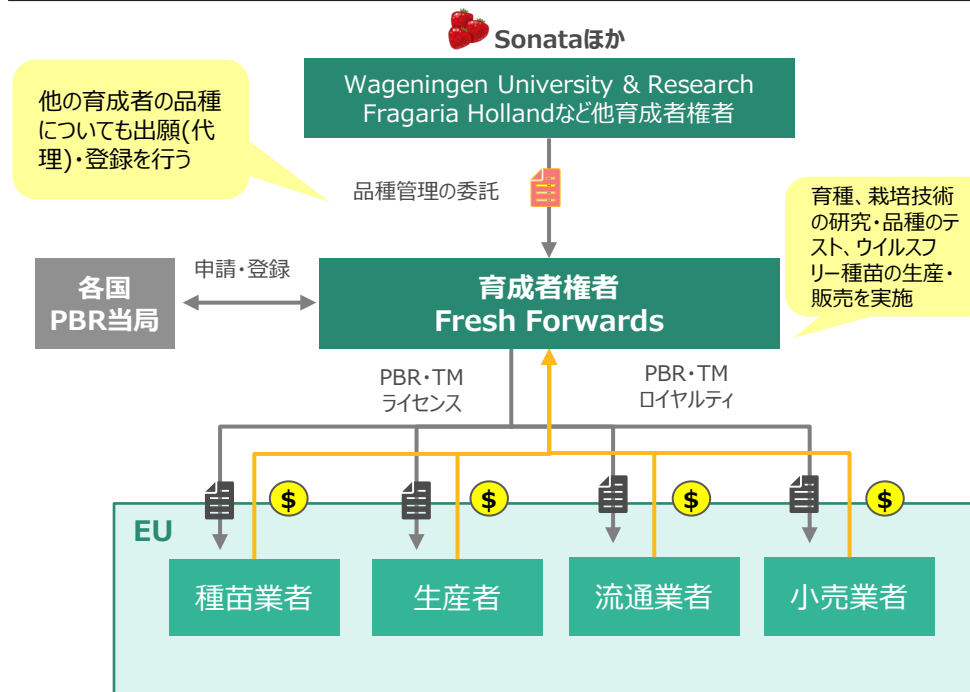
📄 : ライセンス契約
📄 : 委託
💰 : ロイヤルティ

■ **ポイント**：育成者自身で種苗業者～小売業者までそれぞれライセンス契約を行うことで、生産・流通を管理。

事例概要

調査項目	詳細
育成者権者/国	Fresh Forwards/オランダ ワゲニンゲン大学、Fragaria Holland
組織区分	民間企業
IP管理機関	—
IP商業化機関	—
地域ML	あり
スキームの分類	IP商業化自社実施型
品目/品種名	いちご/sonata等多数の自社開発品種
対象の権利	育成者権、商標権
生産国	【UPOV91加盟国】EU(オランダ、ドイツ、ベルギー等)
輸出国	EU
ライセンシー	種苗業者・生産者・流通業者・小売業者
ライセンス料	・ライセンス開始料金、許諾料 許諾料：苗木の増殖面積・本数によって徴収
ビジネスモデル概要	育成者権者自身が権利取得からライセンシングまで行う事例

スキーム



・ライセンシーはFresh Forwardsへ毎年、増殖面積・エリア・ほ場名・住所、ロット番号等の情報を報告する。

→Fresh Forwardsは育成者・生産者・小売業者(スーパーマーケット)まですべての段階でライセンス契約を結ぶ「チェーンコンセプト」を採用し、苗の品質と数量をサプライチェーンの中でチェックしコントロール。

8. イチゴ： Fresh Forwards Breeding & Marketing 詳細

項目	詳細
品種登録	Fresh Forwards自身にて実施。 自社で開発した品種に加えて、ワーゲニンゲン大学・Fragaria Holland等の品種も代理出願・登録。
栽培試験・市場性調査	－
契約管理	Fresh Forwardsより、種苗業者・生産者・流通業者・小売業者へライセンスを実施。 Fresh Forwardsはライセンシーとの間で、許諾に関する包括的な基本許諾合意書と品種ごとに許諾契約書を締結。
契約内容 (種苗増殖・生産・流通販売)	【種苗増殖・生産】 Fresh Forwardsより、種苗業者・生産者へライセンスを実施。 ー非独占的で譲渡不可能な許諾。 ー増殖した苗について、植物病害検査による認証取得義務あり。 ー苗の増殖方法・ほ場等について、毎年の報告義務あり。 ー無断栽培はFresh Forwardsによって破棄できる。破棄に伴って発生したライセンシーの損害はライセンシーが負担する。 【流通販売】 Fresh Forwardsより流通業者・小売業者へライセンスを実施。 ーライセンシーは輸送・選別/調整、自社内での保存の際に、使用される箱やパレットに正しい品種と割り当てられたロット番号を記載したラベルを貼付する義務がある
ロイヤリティについて	PBR・商標に基づき徴収。 ーライセンス開始料金及び許諾料(ランニングロイヤリティ) ー許諾料は増殖面積・方法・使用した苗木の数に応じて決定。苗木の段階で徴収
生産・流通の管理	・Fresh Forwardsにて管理。ライセンシーより、苗増殖状況等の報告を受けることで生産状況を把握。 ・育成者・生産者・小売業者(スーパーマーケット)まですべての段階でライセンス契約を結ぶ「チェーンコンセプト」を採用し、苗の品質と数量をサプライチェーンの中でチェックしコントロール。 ・生産者・卸売業者に留まらず、特定の小売業者(スーパーマーケット)しか取引できない契約とし、流通を管理。
マーケティング	Fresh Forwardsにて実施。 ーFruit Attraction等の展示会に参加。 ー消費者グループ等を通して、スーパーマーケットで扱う商品への関心や希望について聞き取るマーケットリサーチを実施。
侵害監視	侵害を監視する者を雇用し、自社での発見体制を構築。 ー社内弁護士や他国で連携できる弁護士を雇用・確保。 ー訴訟の際にはFresh Forward Holdingsが当事者となるが、法律事務所が代理で対応。基本的に円満解決の方向性。
その他特記事項	・Fresh ForwardsはFragaria Hollandとワーゲニンゲン大学とのジョイントベンチャー。 ・職員は15名。このうち5～6名がマーケティング業務・その他は育種に従事している。

9. カンショ：LSU AgCenter (ルイジアナ州立大学農業センター) 概要

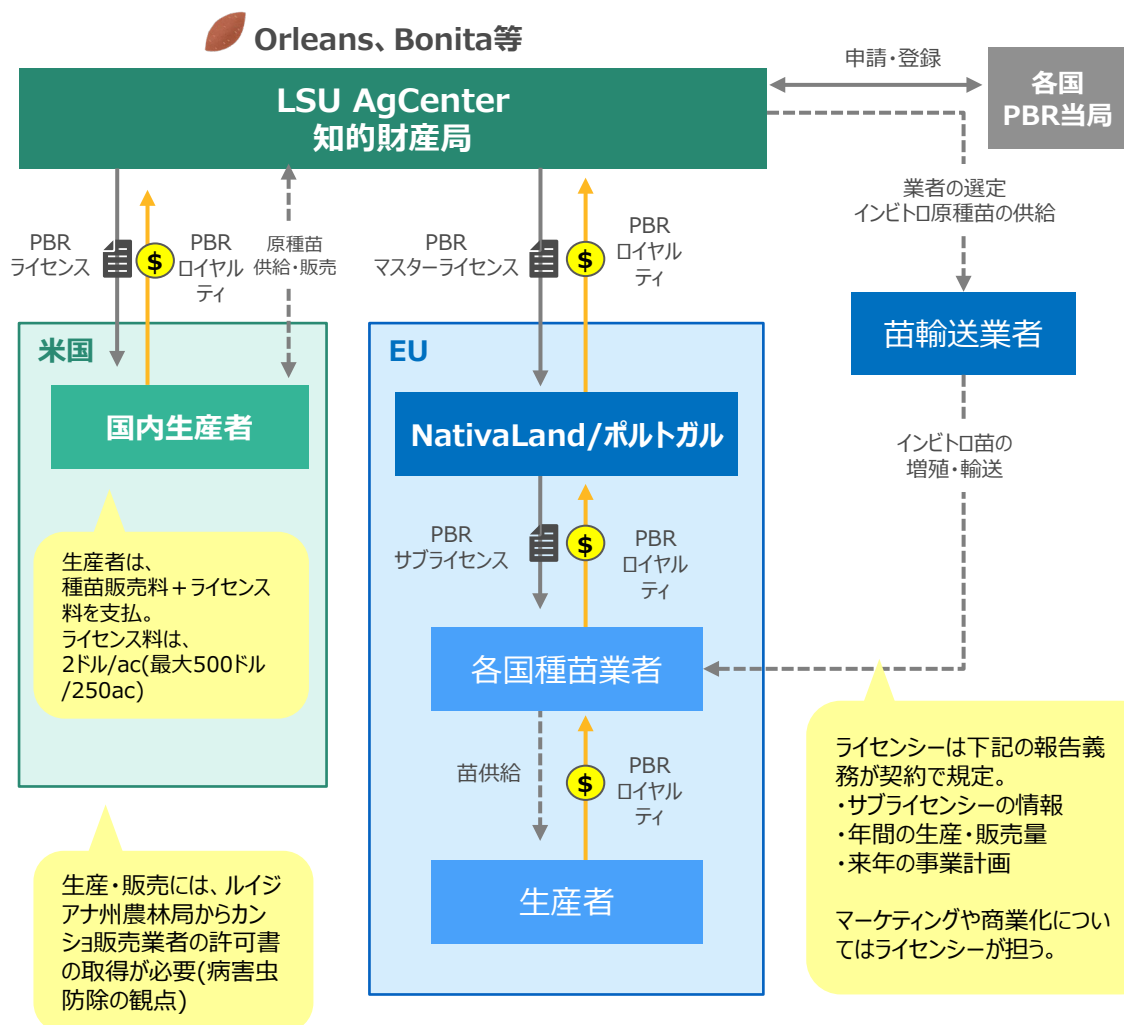
📄 : ライセンス契約
📄 : 委託
💰 : ロイヤルティ

- ポイント：ライセンシーを通じて知財管理を実施。カンショの栽培面積に対してロイヤルティを徴収している。

事例概要

調査項目	詳細
育成者権者/国	LSU AgCenter/米国
組織区分	公的機関
IP管理機関	—
IP商業化機関	—
地域ML	NativaLand/ポルトガル（EU）, Aus Sweetpotato Seed（オーストラリア）
スキームの分類	IP商業化委託型
品目/品種名	カンショ/Orleans、Bonitaほか
対象の権利	育成者権
生産国	【UPOV91加盟国】 EU、オーストラリア 【UPOV78加盟国】 アフリカ、南アメリカ（個別国名不明）
輸出国	—
ライセンシー	種苗業者・生産者
ライセンス料	栽培面積に対するロイヤルティ 国内：2ドル/ac(最大500ドル/250ac)
ビジネスモデル概要	国内では育成者権者が、海外では各国MLを通してライセンスングしている事例。

スキーム



9. カンショ：LSU AgCenter（ルイジアナ州立大学農業センター）詳細

項目	詳細
品種登録	・LSU AgCenterが育成した品種は、 同センター知的財産管理局にて実施。
栽培試験・市場性調査	・ ライセンスにて市場性調査等のマーケティングを実施。 （契約上の努力義務に規定）
契約管理	・ 各国MLとの契約はLSU自身で実施。 ・各国MLとサブライセンス（種苗業者・生産者）との契約はMLにて実施。
契約内容 （種苗増殖・生産・流通販売）	【種苗増殖・輸送】 海外へのインビトロ種苗増殖・輸送については、LSUで選定した業者に許諾。（契約詳細・個社名等は不明。） 【生産・流通販売】 PBRに基づきライセンス。NatalandはEUにおける独占的ライセンス(ML)を受ける。オーストラリアではAus Sweetpotato Seedがマスターライセンス。 MLは各国の種苗業者・生産者にサブライセンスを実施。 ーライセンスーとの契約には報告義務あり(サブライセンスーの情報/年間の生産・販売量(サブライセンスー分含む)/翌年の事業契約) ーマーケティング・商業化の取組が努力義務として規定。 ーマイルストーン条項あり。ライセンスーは毎年が達成されたかどうかを、マイルストーン達成当日またはその前日に書面でLSUに報告。 達成期限から60日以内にマイルストーンが達成できなかった場合、LSUはライセンスーに違反の通知を実施。 通知から30日以内に達成できない場合、LSUは契約を解除することが可能。
ロイヤルティについて	・PBRに基づき徴収。 ・国内でのライセンスについては、原種苗提供時に徴収。オーストラリアでは栽培面積に基づきロイヤルティを徴収している。新規栽培者からは初期ロイヤルティも徴収。 ー面積あたりロイヤルティ：ライセンス料は、2ドル/ac(最大500ドル/250ac)、1ac未満である場合は免除。
生産・流通の管理	・各国MLにて管理、LSUは毎年の報告書によりサブライセンスーや生産状況を把握する。 ※国内流通に関しては、ルイジアナ州農林局による種苗生産・販売の許可書が必要。病害虫防除の観点から、種苗販売業者は管理される。
マーケティング	・ ライセンスー及び各国サブライセンスーにより実施される。契約上に努力義務が規定。 （上述）具体的な手法・実例等は不明。
侵害監視	・オーストラリアでは、マスターライセンスーであるAus Sweetpotato Seedが栽培面積の監視を行っている
その他特記事項	・米国では、カンショ品種開発を実施する営利企業がない。大学のプログラムが唯一の新品種供給源となっている。 ・生産者は通常2年ごとに種苗を購入する必要がある。 ・オーストラリアではウイルス圧が強く、ウイルスフリーの苗を正規ルートで入手する必要があるとのこと

新規性や未譲渡性の要件が満たせない等の理由で、一部の国で品種登録ができなかったケース

▶ チリにおける事例

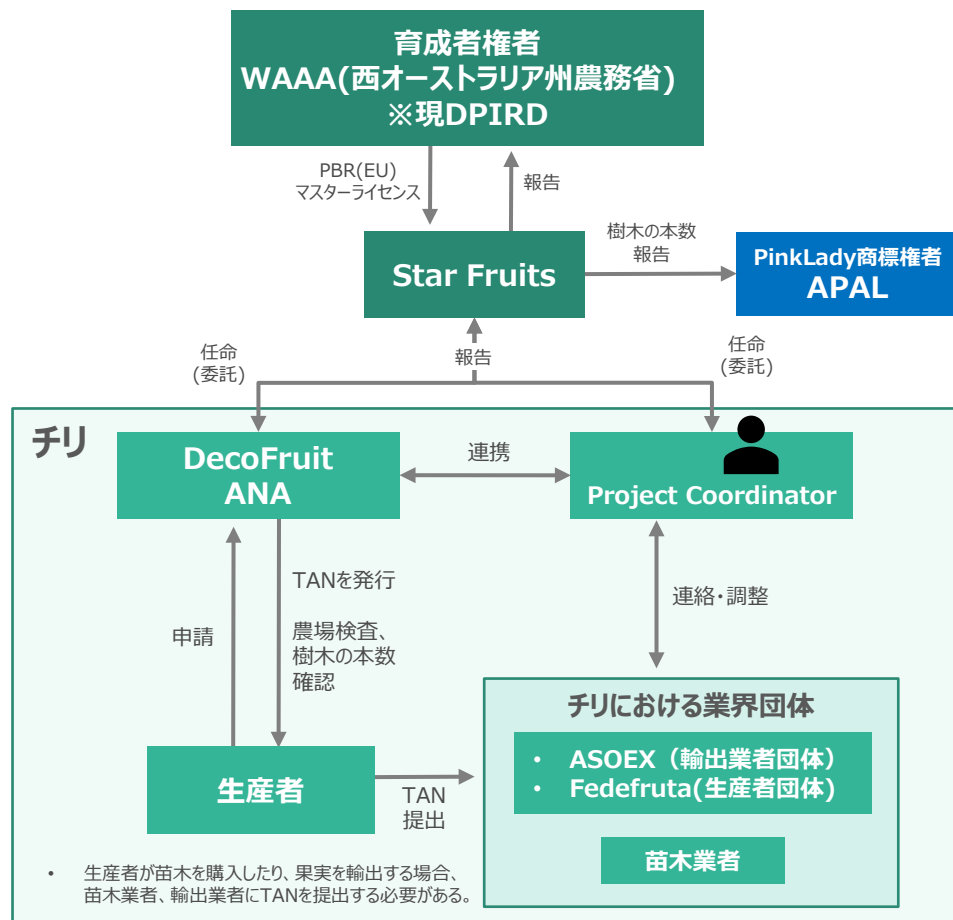
チリにおけるPink Lady品種展開について

- チリにおいては新規性喪失により、Cripps Pinkの育成者権が消失。EUの育成者権に基づき、樹木の植栽の報告を義務付けることで管理を実施し、非許諾果実のEU輸出を監視している。
- 2018～2019にかけて、それまで非許諾で生産されていたCripps Pink、Rosy Glowの樹をすべて登録し、管理するための取り組みが実施された。

展開経緯

1900年代半ば	・ AIGN加盟の種苗会社VR(ヴィヴェロスレキノア) により、チリにおいてCripps Pinkが品種登録される ・ 現地の苗木業者により新規性の喪失が最高裁まで争われて、敗訴したためにCripps Pinkの育成者権が消失
1995年～	・ WAAA（西オーストラリア州農業局）から許諾を受け同社によりCripps Pinkの樹の認可手続きが開始
2008年～	・ VRの代理店として、Global Licensing Association（GLA）社が認可手続きを開始
2018年～2019年	・ Star Fruits Chile SpA (SFC)が2018年8月29日にチリの事業体として設立され、同日、WAAAは同事業体にライセンスを付与 ・ 植栽されているすべてのCripps Pink およびRosy Glowの樹木の数を申告することが義務付けられる ・ チリにおけるCripps Pinkの樹木の認可手続きが終了（TAN; Tree Authorisation Noticeを発行）
2019年～	・ 申告された農場の監査 ・ 輸出モニタリングの実施

認可のスキーム



チリにおけるPink Lady品種許諾について

- チリでPink Lady品種（CrippsPink/RosyGlow/Lady in Red）の種苗を増殖・販売および果実の生産、輸出するためにはTAN認証を得る必要がある。

Pink Lady品種の管理状況

品種	管理機関	品種登録	登録料
Cripps Pink	Viveros Requinoa (~2008) GLA(2008~2013)	なし	0.5\$/tree
Rosy Glow	ANA	登録	1.6\$/tree
Lady in Red	ANA	登録	不明

- 2019年以降チリにおいては、果実をEUに輸出する可能性のあるCripps Pinkの種苗を新たに生産・販売、植栽することは認められていない
- ANAが認可した苗木業者によるRosy Glow, Lady in Redの種苗が唯一の供給源
- Rosy Glowの育成者はFleming's Nursery Pty. Ltd.として登録されている

TAN（Tree Authorisation Notice）

申請時に必要な情報

- 連絡先
- 果樹園の所在地
- ブロック識別番号とそれに対応するSAG番号
- Cripps Pinkの正確な樹木番号
- VRまたはその代理人であるGLAによる事前認可の証明書
- その樹木が過去に認可を受けていない場合は、その旨を明記すること。

許認可の内容

- SF が認可した種苗会社以外ではCripps Pinkの樹を増殖してはならず、生産者はそれらの種苗会社以外からCripps Pinkの樹を調達しないことを約束する。（EU に輸出する果実を生産するための樹木にのみが対象）
- Viveros Requinoa（VR）またはグローバル・ライセンス協会（GLA）に申告済みの樹木には、手数料は適用されない。
- VRまたはGLAに申告していないCripps Pinkの木のロイヤリティは以下の通り：
 - 1本あたり 0.50米ドル + 付加価値税
 - 樹木認可料は、2019年4月30日までに50%、2019年10月30日までに残額を2回に分けて支払う。
- スターフルーツ社および／または ANA、またはその代理人は、Cripps Pinkの樹の申告を確認するため、果樹園を訪問する権限を有する。生産者が虚偽の申告をした場合、それが苗木の本数であれ、申告した品種（クリップスピンク／Rosy Glow）であれ、樹木の認定は無効となる。

<https://www.crippspinktreeschile.com/gallery/cripps%20pink%20rosy%20glow%20%20communique%20english%2017-10-2018.pdf>

チリからEU及び英国への輸出の際のモニタリングについて

- チリで生産されたPinkLady品種(CrippsPink/RosyGlow)はEUの育成者権に基づき、輸出入の水際で権利行使される。輸出入におけるモニタリングについては以下の手法で実施。

モニタリングツール

CSG番号 →TAN認証を受けている生産者かどうか？

- 認可されたクリプスピンクとロージーグローの各農園は、チリ国立植物保護機構（Servicio Agrícola y Ganadero - SAG）により認可された果実が栽培された農園の公式参照コード（CSG）と紐づけられている。
- CSG番号のリストの最新版はWEB上でアクセス可能（<https://www.crippspinktreeschile.com/gallery/00-CSG%20number%20on%20line%20on%2029-08-23.pdf>）

承認証明書（コンプライアンスプロトコル） →認可された輸出業者かどうか？

- スターフルーツは輸出業者に対するに任意の証明書を付与しており、制限なくEU および英国の市場へアクセス可能となる。証明を受けるためには以下の義務が課せられる。
 - ✓ チリからPink Ladyを輸出するための輸出業者には以下が輸入者がスターフルーツ社にいつでも果実の原産地を証明できるように、EU および英国への出荷の詳細をすべて輸入者に知らせること。
 - ✓ チリ国外に出荷されたCSG番号と果実の量を毎月、また要求があればいつでもスターフルーツ社に報告すること。
- スターフルーツ社は、チリから EUおよび英国に輸入されるクリプスピンクおよびロージーグローのリンゴの認定原産地を証明することを EU および英国のチリの輸出業者および輸入業者に要求する権利および能力を有する。
- 要求に応じてスターフルーツ社に報告することができるように、欧州の輸入業者（EU および英国）が CSG 番号を確実に入手できるようにするため、すべての輸出業者は、輸出荷物のために作成される各パッキングリストに CSG 番号が記載されていることを確認する必要がある。

EUのSTAR FRUITSと英国のCOREGEOは、EUと英国に輸入される果実について無作為の検査を実施

違反が発見された場合の対処

- 果実がCSG番号の公式リストに含まれていない無許可の生産者から梱包されたものであることが確認された場合、または、スターフルーツが輸出業者や輸入業者から EU や英国に入る果実の正確な原産地を入手できない場合、スターフルーツは関税措置を発動し、果実は EU と英国の税関でブロックされ、EU と英国国内での販売が拒否される。
- スターフルーツ社は、クリプスピンク種および／またはロージーグロー種の共同体植物品種権の侵害に基づき、EUおよび英国の仕向地においていかなる法的措置もとる権利を有し、そのような状況においてスターフルーツ社が被った損害および費用について、輸出業者および輸入業者に賠償を求める権利を有する

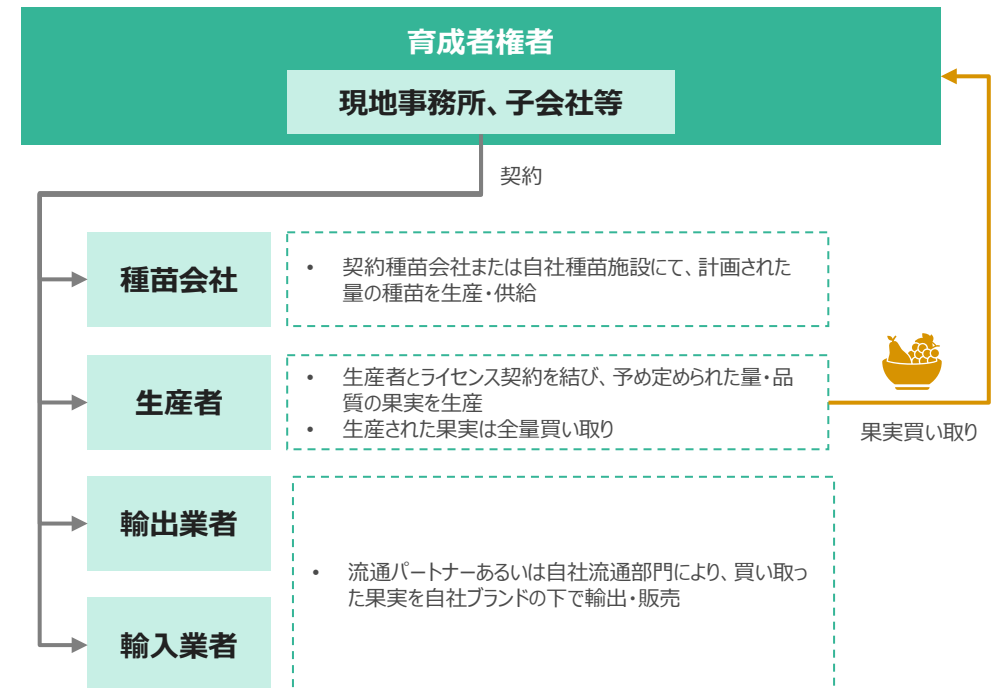
第2章 世界における品種ライセンス・ビジネスモデルの考察

①IP商業化販管一体型

- 契約管理、生産・流通管理、マーケティング、侵害監視対応、ライセンシング業務の大部分を自社リソースで包括的に実施する。果実の生産量や流通量、品質をコントロールし、自社ブランドの下で販売する。

ライセンスビジネスの要素	詳細
IP管理・商業化機関	なし
ML	なし
対象の権利	育成者権、商標権
品種登録出願	法律事務所に委託
栽培試験	自社圃場や契約農場にて実施
種苗増殖	自社圃場や契約種苗会社にて実施
生産	- 契約農家にて生産、全量買い取り - 作付け面積や生産量、品質をコントロール
流通	- 買い取った生産物を自社ブランドの下で流通・販売 - 冷蔵・配送施設の建設や流通業者の買収などにより、流通をコントロール
マーケティング	自社で実施
本パターンに該当する事例	Driscoll's, Zespri

基本的なスキーム



ポイント

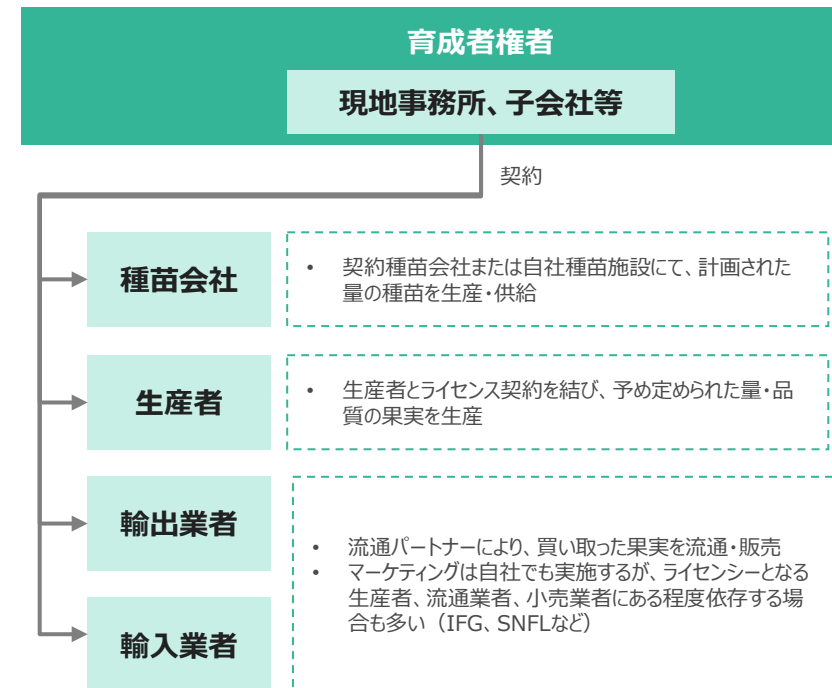
- 品種の開発、種苗増殖・供給、流通・輸出、販売、マーケティング等を一貫して自社リソースで行う点が特徴
- 契約農家が生産した果実を全量買い取る契約とし、自社ブランドの下で販売する
- ライセンス収入だけではなく、ブランドとしての価値を高めて果実の流通量を増加させることで、収益増加を目指している
- Driscoll'sは育種家、Zespriは生産者が由来となる組織だが、いずれも国内で生産された果実を海外で販売することを目的に海外展開が始まり、流通コストの削減や通年供給を実現するためにライセンス生産が進められたという背景がある

②IP商業化自社実施型

- 契約管理、生産・流通管理、マーケティング、侵害監視対応などの一部を知財管理会社、現地種苗会社、マーケティング会社などに外部委託し、実施する。

ライセンスビジネスの要素	詳細
IP管理・商業化機関	一部あり
ML	一部あり
対象の権利	育成者権、商標権
品種登録出願	法律事務所に委託
栽培試験	自社圃場や契約農場にて実施
種苗増殖	自社圃場や契約種苗会社にて実施
生産	- 契約農家にて生産 - 作付け面積や生産量、品質をコントロール
流通	現地の大手流通事業者や輸出入業者、法律事務所等と連携することで、流通を監視、管理
マーケティング	自社・ライセンスで実施
本パターンに該当する事例	IFG, SNFL, Grapa (ARD LLC)

基本的なスキーム



ポイント

- 品種の開発、種苗増殖・供給、流通・輸出、販売、マーケティング等を管理するが、自社リソースだけでなく外部企業と連携して実施する
- 国による知財侵害リスクや流通のコントロール度合いに応じ、異なる連携体制を構築している点が特徴

③IP商業化委託型

- 特定のIP管理機関に独占的な許諾を行い、IP管理機関が主体となり種苗業者や生産者、流通業者との契約管理、生産・流通管理、マーケティングなどを実施する。

ライセンスビジネスの要素	詳細
IP管理・商業化機関	あり
ML	あり
対象の権利	育成者権、商標権
品種登録出願	IP管理機関やマスターライセンサーが実施
栽培試験	契約農場にて実施
種苗増殖	契約種苗会社にて実施
生産	- 契約農家にて生産 - 非許諾栽培の監視等を実施 - 生産量や栽培面積のコントロールは実施する場合としない場合がある
流通	流通の監視や管理は実施する場合としない場合がある
マーケティング	実施しない/IP商業化機関やライセンサーが実施
本パターンに該当する事例	DAFWA, University of California, University of Florida (IFAS), ARC, ARO等多数

ポイント

- 品種の育成者がIP管理機関を通し、種苗業者、生産者、流通事業者等にライセンスを実施する
- ライセンスのスキームや、生産・流通へのコントロールについては、育成者自身も関与するものの基本的にはIP管理機関に依存するため、IP管理機関ごとの分析が必要

基本的なスキーム

